

電波暗室の VCCI 再登録点検業務契約書

愛媛県産業技術研究所長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（提供業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県産業技術研究所内の電波暗室の VCCI 再登録点検業務（以下「提供業務」という。）を別記仕様書により乙に役務を提供させ、乙はこれを行う。

（役務費）

第2条 業務の役務費は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（提供業務の期間）

第3条 乙は、契約締結の日から令和8年1月24日までに提供業務を完了させるものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、提供業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査等）

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して提供業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（報告及び検査）

第8条 乙は、甲が提供する業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了検査を行うものとする。

(役務費の支払)

第9条 業務完了検査完了後、乙は速やかに甲に請求書を提出することとし、甲は請求書を受理した日から起算して30日以内に役務費を支払うものとする。

(支払の遅延)

第10条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に役務費を支払わなかった時は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満である時は、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数がある時は、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における提供業務期間又は役務費は、甲乙協議のうえ定める。

(契約の解除)

第12条 甲乙は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、役務費の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った役務費の全額若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により、提供事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、提供業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(代理受領の禁止)

第15条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

住所 松山市久米窪田町487番地2

甲 氏名 愛媛県産業技術研究所長 菊地 敏夫

住所

乙 氏名

愛媛県産業技術研究所長 菊地 敏夫 様

住 所

法人名

代表者職氏名

業務完了報告書

令和7年 月 日付けで契約を締結した電波暗室の VCCI 再登録点検業務について、契約書第8条の規定に基づき、業務完了報告書を下記のとおり提出します。

記

1 業務の実施期間及び終了期日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 場 所

愛媛県産業技術研究所(松山市久米窪田町 487-2)

3 添付資料

作業内容と写真

4 その他

電波暗室の VCCI 再登録点検業務請求書

令和 年 月 日

愛媛県産業技術研究所長 菊地 敏夫 様

住 所

法人名

代表者職氏名

令和 7 年 月 日付けで契約を締結した電波暗室の VCCI 再登録点検業務役務費
について、契約書第 9 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

一金

円也